

平成21年第2回

奈良県後期高齢者医療
広域連合議会（定例会）会議録

開会 平成21年11月24日

閉会 平成21年11月24日

奈良県後期高齢者医療広域連合議会

- 第7 認第1号 平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第8 議第8号 平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
- 第9 同第4号 奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

4. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

5. 出席議員(17名)

- 1番 山本清君
2番 辻本八郎君
3番 吉井猛君
5番 稲田欣彦君
6番 高橋重明君
8番 宇山修君
9番 中川義弘君
10番 鍵田光男君
12番 森下豊君
13番 吉野晴夫君
14番 東川裕君
15番 梅田善久君
16番 前田禎郎君
17番 島田悠紀夫君
18番 上田直朗君
19番 今中富夫君
20番 辻村源四郎君

欠席議員(2名)

- 4番 庵前政光君
11番 南佳策君

欠員(1名)

6. 説明のため出席した者

広域連合長	上田清君
副広域連合長	吉田誠克君
副広域連合長	福西力君
副広域連合長	竹内輝明君
代表監査委員	岡田紀郎君
会計管理者	金居秀知君
事務局長	山崎平次君
事務局次長	奥田善之君
総務課長	藤本精秀君
事業課長	山岡通浩君

7. 職務のため出席した者

書記	生川亜希子
事務局職員	川本真理子
速記	田中浩

副議長（中川義弘君） それではただいまより、平成21年第2回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議につきましては、関係者による写真等の撮影を許可いたしておりますので、ご了承をお願いします。

初めに、議員の辞職許可についてご報告申し上げます。去る10月1日付で吉田誠克君及び福西力君より議員辞職願が提出され、地方自治法第292条において準用する同法第126条に基づき同日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員より出納検査の結果報告書の提出がありました。議席に配付いたしておりますとおりでございますので、ご清覧おきお願いいたします。

広域連合長より招集のあいさつがございます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 奈良県後期高齢者医療広域連合議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、広域連合議会の平成21年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、公務ご多忙の中ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本年7月30日に初代の藤原広域連合長が任期満了となり、このたび私が大任を担わせていただくことになりました。制度の円滑な運営のため専心努力いたす所存でございますので、議員の皆様方のご指導ご鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、9月に発足をいたしました民主党を中心とした新政権におきましては、既にご承知のとおり後期高齢者医療制度の廃止が掲げられております。そして既に、厚生労働大臣主宰で、新しい制度について検討する高齢者医療制度改革会議のメンバーが決定され、今月末に第1回会合が開催される予定でございます。また報道によりますと、現制度は平成24年度末に廃止し、平成25年度から新しい制度に移行するとの情報もあるところでございます。

このような国の動きにつきまして、私ども広域連合といたしましては、当面続きます現制度を安定的に運営することが重要であると考えており、制度を取り巻く状況が変化する中、市町村や県とも連携を図りながら国の動きに迅速かつ的確に対応し、これまでと同様、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう制度運営を全力で進めてまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、欠員となっております2名の副広域連合長の選任同意、平成20年度の奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計決算認定及び特別会計決算認定など15議案を提案させていただいております。

中でも後期高齢者医療特別会計決算につきましては、後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されたことから、初のご審議をいただくところでございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれの議案等につきましてご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上簡単でございますが、定例会の開会に当たりまして招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

副議長（中川義弘君） それでは、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしておりますとおりでございます。
直ちに日程に入ります。

日程第1、議席の一部変更及び指定を議題といたします。
お諮りいたします。

さきの広域連合議会議員選挙に当選され、新たに議員になりました山本清君、辻本八郎君、南佳策君、森下豊君、上田直朗君、今中富夫君、辻村源四郎君の議席の指定に関連し、お手元に配付いたしております議席表のとおり、議席の一部変更及び指定をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、16番、前田禎郎君、17番、島田悠紀夫君、以上2名の方を指名いたします。

日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日11月24日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたします。

日程第4、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名方法については、副議長、私において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（中川義弘君） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長に、山本清君を指名いたします。
お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました山本清君を奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(中川義弘君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山本清君が奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました山本清君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。当選されました山本清君より、議長当選の承諾及び就任のごあいさつを受けることにいたします。

山本君。

議長(山本 清君) すべての点でいたらぬ私でございますが、こうした議会の議長というご推挙をいただきました以上は、開かれた議会、そしてまた十分に論議を尽くされる議会を目指していきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

副議長(中川義弘君) それでは議長、議長席にお着き願います。

議長と交代いたします。

(議長席交代)

議長(山本 清君) これより議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

まず、日程第5、同第2号及び同第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについての2議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

広域連合長(上田 清君) 同第2号及び同第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき、同意を求めることについてご説明を申し上げます。提案をしております同第2号及び同第3号は、平成21年7月6日の上田副広域連合長の任期満了及び同年9月30日付の岡井副広域連合長の退職に伴い、関係市町村長から選任する副広域連合長の選任について、議会のご同意を求めるものでございます。

まず、同第2号の吉田氏は、現在大和高田市市長並びに奈良県市長会の会長としてご活躍中であり、また同第3号の福西氏は、現在上北山村長並びに奈良県町村会の会長としてご活躍中でございます。両氏とも学識経験ともに豊かな方であり、本広域連合の副広域連合長として適任者であると存じます。

よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(山本 清君) これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論は一括して行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山本 清君) これをもって、討論を終わります。
これより採決をいたします。採決は同第2号及び同第3号の2議案を一括して行います。
本案はいずれも原案に同意することにいたしまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山本 清君) ご異議なしと認めます。
よって、同第2号及び同第3号の2議案は、いずれも原案に同意することに決定といたします。
ただいま、選任に同意いたしました吉田副広域連合長及び福西副広域連合長が、本日の会議に出席されます。

(副広域連合長 吉田誠克君、副広域連合長 福西力君 入場)

議長(山本 清君) お2人からごあいさつを受けることにいたします。
まず、副広域連合長、吉田君。

副広域連合長(吉田誠克君) ただいま広域の副連合長にご同意をいただきました大和高田市の吉田誠克でございます。本会発展のため、上田連合長の補佐として精いっぱい頑張っていきたいと思っております。皆さん方には、ご指導ご高配を賜りますことをお願いを申し上げます。ましてあいさつといたします。よろしく申し上げます。

議長(山本 清君) 続いて、副広域連合長、福西君。

副広域連合長(福西 力君) ただいま副連合長としての同意をいただきました福西でございます。今後とも皆さん方のご指導をいただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

議長(山本 清君) 日程第6、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認についてから、承第9号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認についてまでの9議案を一括して議題といたします。
広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) ただいま上程になりました承第1号から承第9号について一括して提案説明を申し上げます。

本9件は、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において専決処分をさせていただいた条例及び補正予算でございます。

同条第3項の規定によりまして、議会に報告し、ご承認を求めますのでございます。

まず、承第1号、奈良県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例についてでございますが、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、当広域連合の一般職の職員についても国家公務員に準じ、平成21年4月1日より1週間当たりの勤務時間を38時間45分に、1日当たりの勤務時間の割り振りを7時間45分とするものでございます。

次に、承第2号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、国の方針変更により、平成19年度に交付がありました後期高齢者医療制度臨時特例基金分についての精算を平成20年度交付金において差し引きして行われる予定が変更となり1年延期されたこと、また保険料軽減等特別対策に係る説明会の開催及び周知広報に要する経費及びきめ細やかな相談のための体制整備に要する経費について、平成21年1月の所要額調査時の要望額以上の交付金の交付があったことに伴い、3億1,582万1,000円の増額の補正を行ったものでございます。

次に、承第3号、奈良県後期高齢者医療広域連合の広域連合長及び副広域連合長の報酬、給与等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、特別職の職員の給与に関する法律が改正され、平成21年6月に特別職の国家公務員に対し支給する期末手当の支給月数が、1.6月から1.45月に暫定的に引き下げられたことに伴い、当広域連合の常勤の副広域連合長に支給する期末手当についても、同様に引き下げるものでございます。

次に、承第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて取りまとめられた高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方に基づき、平成21年度分の保険料に限り、被保険者均等割額の7割軽減対象者について、軽減割合を8.5割とするものでございます。

次に、承第5号、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてでございますが、先ほどの承第4号で説明をさせていただきました平成21年度分の保険料の軽減措置に係る経費について、国が国庫を財源とし、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金として交付されることに伴い、この交付金を適正管理するため、本基金に積み立てた後、その積み立てた基金を取り崩し、保険料軽減措置の財源に充てるための改正でございます。

次に、承第6号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、同じく先ほどの承第4号で説明をさせていただきました平成21年度分の保険料の軽減措置のための予算措置でございます。

まず歳入において、軽減措置に係る財源9,462万円を全額国庫補助金の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金で受け入れ、同額を歳出の後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立てております。

次に、歳入において後期高齢者医療制度臨時特例基金から全額を取り崩し、歳出において全額を後期高齢者医療特別会計に繰り出しているものでございます。

次に、承第7号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計

補正予算（第1号）についてでございますが、先ほどと同じく平成21年度分の保険料の軽減措置のための予算措置でございます。歳入につきましては、一般会計から特別会計へ繰り出された9,462万円を一般会計繰入金として受け入れ、歳出につきましては、同額を市町村支出金の保険料等負担金から減額をするものでございます。

次に、承第8号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、平成20年度後期高齢者医療特別会計において、保険給付費に対して社会保険診療報酬支払基金から後期高齢者交付金が概算により交付されておりましたが、この後期高齢者交付金が確定をしたことにより、過大に交付されていた後期高齢者交付金を返還する必要があるため、5億6,352万6,000円の補正をするものでございます。

次に、承第9号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、高額医療費に係る自己負担限度額について、制度改正があり、平成21年1月からそれぞれの医療保険の高額療養費の自己負担限度額が月の初日が誕生日である方を除き75歳到達月については2分の1となったところですが、それ以前の平成20年4月2日以降12月末日までに年齢到達された方についても同様の措置を行い、差額が発生する方に対し、高額療養費特別支給金を支給するための補正予算でございます。歳出につきましては、高額療養費特別支給金として284万1,000円、申請書の印刷及び送付経費等として103万4,000円の合計387万5,000円の補正額となっております。歳入につきましては、国庫支出金の特別調整交付金で387万5,000円全額を補正しております。

以上、一括上程になりました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は一括して行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） これをもって討論を終わります。

これより採決を行います。採決は、承第1号から承第9号までの9議案を一括して行います。

本案は、いずれも原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、承第1号から承第9号までの9議案は、いずれも原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第7、認第1号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第2号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案を一括して議題といたします。

連合長から提案理由の説明を求めます。

連合長。

広域連合長（上田 清君） ただいま上程になりました認第1号及び認第2号の2案件について、一括してご説明を申し上げます。

まず、認第1号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算についてでございますが、平成20年度の一般会計決算は、歳入決算額18億5,638万4,690円、歳出決算額18億3,514万9,511円で、実質収支額は2,124万3,739円となっております。

歳入では分担金及び負担金として、構成市町村負担金が6億5,912万9,000円となっており、国庫支出金として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等が8億3,170万5,892円となっております。

また、繰入金として後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金が、3億4,066万4,116円となっております。

歳出では、民生費として平成20年度に特別会計が創設されたことによる特別会計への繰出金が8億9,826万6,916円となっております。

次に、認第2号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございますが、平成20年度の特別会計決算は歳入決算額1,069億2,701万3,592円、歳出決算額1,037億4,016万1,302円で、実質収支額は31億8,685万2,290円となっております。

歳入では、市町村支出金の中の保険料等負担金の収納率が98.42%となり、目標収納率98%を上回っております。また国庫支出金が歳入の31.5%を占めており、療養給付費負担金、高額医療費負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営事業費補助金等が336億9,783万8,557円となっております。さらに、支払基金交付金が447億8,561万3,000円となっており、歳入の41.9%を占めております。

歳出では、保険給付費が1,021億9,472万3,791円で歳出の98.5%となり、歳出の大部分を占めております。なお、保険給付費の予算に対する執行率は、保険給付費の伸びが見込みよりも低かったため、95.0%となり、不用額は53億3,250万9,621円となっております。また、保険事業費は1億8,164万8,110円で、予算に対する執行率は、健診の受診率が見込みよりも低かったため52.5%となり、不用額は1億6,441万4,890円となっております。

そして、基金積立金が6億9,400万円となっておりますが、この基金は、翌年度の保険給付費に充てるための資金を積み立てる後期高齢者医療給付費等準備基金であり、予算と同額を積み立てることができました。

以上、一括上程になりました案件について、その概要を申し上げた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） 代表監査委員より、決算審査の結果報告を受けます。

代表監査委員、岡田君。

代表監査委員（岡田紀郎君） 岡田でございます。監査委員を代表いたしまして、平成20年度の決算審査報告を申し上げます。地方自治法の規定に基づき、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について、広域連合長から提出されました決算書をもとに審査を行いました。後期高齢者医療特別会計につきましては、平成20年度から制度運営のため、新たに有することとなったものでございます。

審査につきましては、稲田監査委員とともに、決算書及び決算附属書類について、関係諸帳簿と調査照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について検討し、あわせて必要に応じて関係職員からの説明を聴取して実施したものであります。

その結果、審査に付されました一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準じて適法に作成され、計数等はいずれも正確で適正に処理されており、予算の執行状況につきましても、おおむね適正であると認められました。

決算の概要でございますが、まず一般会計につきましては、歳入総額18億5,638万4,690円、歳出総額18億3,514万951円で、2,124万3,739円の黒字となっております。

次に特別会計につきましては、歳入総額1,069億2,701万3,592円、歳出総額1,037億4,016万1,302円で31億8,685万2,290円の黒字となっております。基金につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金といたしまして、年度末現在高は10億7,667万6,000円となっております。詳細につきましては、お配りしております決算審査意見書のとおりでございますが、今後高齢化率の上昇により、運営全体に占める医療費割合が増加していくのは明らかであります。

奈良県の高齢者の方々が安心して医療を受けていただくことができますよう、円滑で柔軟な制度運営に努めるとともに、国や県及び市町村と緻密に連携し、健全な財政運営に努め、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げられることを期待するものであります。

簡単でございますが、以上をもちまして決算審査報告といたします。ありがとうございました。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。

通告がございますので、発言を許可いたします。

6番、高橋君。

6番（高橋重明君） 6番議席の日本共産党宇陀市会議員の高橋重明と申します。どうかよろしく願いいたします。

ただいま、議長より許可をいただきましたので、あらかじめ通告しておりました内容について質問をさせていただきます。なお、この認第1号、認第2号とも関連いたしますの

で、一括質問とさせていただきます。

ご承知のとおり、75歳の誕生日からそれまで加入した他の医療保険から切り離して、所得は少なく扶養家族として保険料の負担がなかった人、住民税非課税の人も働けなくて無収入の人も、生活保護受給者以外の方は、全額免除の規定もなく、全員に保険料が課せられるのが後期高齢者医療制度です。

奈良県内の該当者は平成21年3月末で14万7,535人、高齢社会を反映して、制度開始時より約4,000人増加しております。本定例会は、平成20年度の一般会計と特別会計の決算認定が提案されました。提案に当たり新しい制度のもとで、担当者各位におかれましては、大変ご苦勞があったと推察し敬意を表するものでございます。

さて、平成20年度一般会計決算額は、歳入総額は約18億5,600万円、歳出総額は約18億3,500万円で、約2,100万円の黒字でございます。特別会計決算額は、歳入総額は約1,069億2,700万円、歳出総額は1,037億4,000万円で、31億8,700万円のいずれも黒字となっております。以上の決算内容から、事前にいただきました資料から私なりに疑問点について4点ばかり質問させていただきます。

それでは、第1点目でございますが、決算資料を見ていただきまして、ページ数は49ページでございます。特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございますが、歳入款項目の中で、保険料負担金がございます。調定額は91億6,455万200円。収入済額も同額でございます。未収はゼロとなっております。もちろん徴収義務は市町村に課せられておりますので、広域連合としては未収はゼロということになっておりますが、私はあらかじめ事前に資料をいただきましたところ、先ほどの報告の中でも98.数%とおっしゃっていましたが100%ではない。まして、39市町村の中でそれぞれの率が違いますので、その点について私は質問をしたいのでございます。98.42%ということは、100%のともございますし、最低では96.55%がございます。そういうことでは、第1点は、広域連合としてこの実態について、どのように今後指導なされるのかご質問させていただきます。

次に2点目でございますが、その保険料未納者に対してどういう対策を今後なさるのかをお聞きしたいと思います。75歳以上の方は、多くの方々は、年金のみの収入で暮らしている方が多いと考えております。したがって、保険料の取りはぐれがないように、年金から天引きをするということが当初決まりました。後ほど皆さんの要望の中から口座振替もオーケーという施策を講じたところでございますが、年金が年間わずか月1万5,000円に満たない人は普通徴収という方がこれは未納になっている対象だと考えておりますが、今後、当時の自民公明与党では、所得税の軽減とか均等割額軽減とか、いろいろ対策をとったにもかかわらず、奈良県の資料によりますと、たしか57%の方がこの対象者であったと。半分以上の方が、対象者に入ったというふうに聞いておりますので、その点について質問するわけでございます。旧老人保健法では、保険証の未納者に対する取り上げはなかったわけですが、今回、後期高齢者医療制度では法律上は、保険証の取り上げは明記されておりますが、今後この方に対してどのように措置をされるのかもお聞きした

いと思います。

3点目でございます。広域連合のたしか第3条だったと思います。保健事業といたしまして、生活習慣病の早期発見や重症化予防のための健康診査の受診が努力義務とされております。平成20年度の受診状況を結果的に見ますと、13.8%でございます。たしか目標は28.5%と聞いておりましたが、この差はどこに原因があるのか。市町村に委託していると思いますが、その原因と今後の対応についてもお聞きしたいと思います。

最後に4点目でございますが、巷間、先ほどの連合長のあいさつの中でも新しい民主党を中心とする与党であっても、即時撤廃はしないということでございますが、来年の4月、新年度からは、この保険料の2年に1回の改定時期がもう既に迫っております。高齢者人口は避けられません。と同時に医療費の総額の上昇も当然でございますが、そういう中で、75歳以上の後期の高齢者の方が、保険料の負担が今以上に増えないのがまず第一ではないかと考えておりますが、保険料の今後の負担について、来年度4月以降どのような率の計算を予定されておられるのか、その点もあわせてわかればご報告いただきたいと思います。

以上で、壇上からの第1回の質問とさせていただきます。

議長（山本 清君） 山崎事務局長。

事務局長（山崎平次君） 失礼いたします。ただいま高橋議員よりご質問がありました点について、ご説明させていただきます。

平成20年度の保険料収納率が県平均で98.42%となっておりますが、市町村間で収納率に開きがある、広域連合ではどのような指導等を行っているかのご質問でございますが、平成20年度の収納率につきましては、予定収納率を98%と見込んでおりましたが、広域連合決算、3月末でございますが、収納率は98.42%であります。市町村間における収納率の開きは6.13ポイントでありました。しかし、収納業務を担う市町村における出納整理期間を含めた市町村決算ベース、5月末でございますが、収納率は98.96%となっており、全国平均を上回るとともに、市町村間における収納率の開きは3.45ポイントと縮小しているところでございます。

また、滞納を繰り越しされた平成20年度分の未納額につきましても、本年10月末現在で3,478万5,000円が収納され、平成20年度賦課額に対しまして99.36%が収納されたところでございます。

保険料の収納業務は市町村の業務と位置づけられているところでございますが、当広域連合といたしましても、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図る上で、収納率の確保は極めて重要な事項でございます。つきましては、制度運営の安定化を図るとともに負担の公平性を確保するため、市町村に対しきめ細やかな納付指導、納付相談の実施、広域連合で作成いたしましたパンフレット等を活用した収納対策に努めていただけるようお願いしているところでございます。

今後とも市町村と連携を図りながら、納付に対する理解と意識の向上に向けた取り組みを継続的に実施してまいりたいと考えております。

次に、保険料の年金からの天引きについてでございますが、保険料の納付方法につつま

しては、制度施行当初は原則年金からの天引きとされておりましたが、平成20年7月25日からは、国保の保険料について2年間滞納がない場合など一定の要件を満たす場合に、被保険者から申請により口座振替とすることができるように改正されたところでございます。そして、さらに平成20年12月25日では、保険料を口座振替により納付する旨の申し出をした被保険者のうち、保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が判断した方について、平成21年4月の保険料から口座振替を可能とする、実質上年金天引きと口座振替の選択制に改正されたところでございます。

これらの改正に対しまして、当広域連合におきましては、口座振替の案内を掲載したチラシを朝日、読売、毎日、産経の4大新聞への折り込みを行い、また全被保険者には、被保険者証発行時に案内パンフレットを同封することにより、直接被保険者の方々への周知を行うとともに、市町村に対しましても住民向けの広報紙や案内を掲載した制度周知パンフレットを提供し、地域住民への周知をお願いしたところでございます。

また市町村におきましても、ダイレクトメールの発送や広報誌の掲載、説明会等のパンフレット等の活用により周知をいただいているところでもございます。保険料の納付方法につきましては、実質的に選択制であることから、被保険者の方が、さらに納めやすい方法により保険料を納めていただけるよう引き続き市町村の協力を得ながら、現行制度をわかりやすく広報し、さらなる周知と理解の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、被保険者資格証の発行の件でございますが、被保険者資格証の発行につきましては、現在のところ発行の実績はございません。当広域連合では、昨年6月12日に政府与党が決定いたしました高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等において、資格証明書の運用に当たっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限って適用するとされた趣旨を踏まえまして、負担の公平性や高齢者福祉の観点から、被保険者の方が医療を受ける機会が損なわれないよう十分に配慮した手続や要件を定め、現在発行いたしております短期被保険者証の有効期限である平成22年2月1日から、特別な事情がなく、保険料を支払う能力があるにもかかわらず、支払っていただけない方に限りまして被保険者資格証明書を発行する準備を進めてきたところでございます。しかし、本年10月26日に国から、現内閣においては被保険者資格証明書を原則として交付しない方針であるとの通知があり、新たに被保険者資格証明書の交付検討事案については事前に国へ報告するなどの手続が必要となったことにより、予定いたしておりました平成22年2月1日の被保険者資格証明書の発行は行わないこととしたところでございます。

次に健康診査の受診率についてでございますが、健康診査の受診率につきましては、平成20年度予算では、直近の平成18年度の老人保健制度の受診率を見込みまして、28.46%としたところでございますが、受診実績は健診対象者15万4,705人に対しまして、受診者2万1,381人でありました。受診率は13.8%となったところでございます。なお、健診受診率につきましては、全国的にも低調な状況でございます。この受診率が低くなった要因につきましては、高齢者の健診制度が初年度であり、国の受診券発行シ

システム開発がおくれたため健康診査の案内開始がおくれたことに加えまして、被保険者への周知や受診啓発が十分に行き渡らなかったことなどでございます。このことを踏まえまして、受診率の向上に当たりましては、被保険者の周知啓発が重要であると考えており、当広域連合におきましては、被保険者証を発送する際にチラシを同封するとともに、12月号の県民だよりの記事の掲載をお願いし、受診の勧奨をしているところでございます。また、市町村に対しましても、市町村広報誌における記事の掲載や、当広域連合が作成いたしましたパンフレット等を活用し、自治会や老人クラブ等を通じて受診勧奨を行うなど、独自の取り組みをお願いしているところでございます。

なお、今後さらなる受診率の向上に向け、高齢者に有効な検査項目の追加や受診申し込みの簡素化を図り、被保険者全員の受診券発送等改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料の負担の抑制についてでございますが、高齢者の人口につきましては、当広域連合が運営する後期高齢者医療制度の被保険者を見ましても、制度が施行された平成20年4月末に14万3,405人であったものが、本年10月末現在では14万9,925人となっており、この約1年半の間に6,520人、率にいたしまして4.5%も増加している状況でございます。今後も高齢者人口の増加傾向は続くと思込まれるところであります。一方、医療給付費につきましても、医療費の自然増の影響により今後増加傾向は避けられないものと思われまます。

次期保険料につきましては、厚生労働省では特段の手だてをしなければ医療費の自然増や高齢者人口増に伴い、現在10%となっております後期高齢者負担率が10.26%に上昇することによる増などの要因により、約13.8%の上昇が見込まれるとしているところでございます。

このような状況であることから、当広域連合におきましては、高齢者福祉の観点から次期保険料の算定に当たりましては、平成21年度の決算において生じる剰余金の額を的確に見込みまして、これを次期財政運営期間の原資に充当することにより、保険料率の上昇を可能な限り抑制し、高齢者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

また国に対しましては、現在の保険料軽減措置の維持、高齢者負担率の上昇及び診療報酬改定に伴う負担増につきまして、全額国庫負担措置を、さらに医療費の自然増に伴う負担増分につきましても、国庫負担措置を要望しているところでございます。

一方、国におきましても次期保険料を抑制するため、現在の保険料軽減措置を維持するとともに国庫等により措置することを検討中であると聞いております。

いずれにいたしましても、今後12月下旬ごろに国から保険料算出に用いる諸係数が示される予定であることから、1月中に保険料率の算出を行いまして、来年2月に開催予定の広域連合議会において、次期財政運営期間である平成22年度と平成23年度の保険料率を定めまして、奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正案のご審議をいただく予定でございます。

以上でございます。

議長（山本 清君） 高橋君。

6 番（高橋重明君） 誠意あるご答弁をいただきましてありがとうございます。ちょっと追加的な質問をさせていただきたいのですが、未済については、引き続いて市町村との協議で指導していただきたいと思ひますし、むしろ逆に払わないじゃなくて、払えない層ではないかと、私は個人的にも推測いたしますので、そういうところを十分配慮していただきたいと思ひます。

2 点目でございますが、先ほどの国の方針でも資格証を発行をやめときなさいというような通達が出たと聞いておりますが、現実に短期の保険証が、国保とも同じですが、短期保険証はもう既に奈良県でも全体的に発行されていると聞いておりますが、その直近の数字がわかりましたら、ご報告いただきたいと思ひます。

要は、今の関心は基本的には後期高齢者医療制度をもとの老人保健法に戻せば、私は問題は解決できるのではないかと。ただ保険料の負担の問題がございますので、それは国において、基本的には負担すべき問題と考えております。そういう意味では、今2月にならないければ、新しい料率がわからないというようなご答弁でございますが、どういう算定をされておるのか、値上げがないと断言できるのならそれで結構なんですけれども、今のお話でも13.8%上昇の見込みがあると、私もここに新聞記事を持ってありますが、来年度13.8%増という記事がございます。それでは大変な負担の上昇になると思ひますので、その点、もしもう少し細かくわかればご答弁いただきまして、以上について追加質問させていただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

議長（山本 清君） 山崎事務局長。

事務局長（山崎平次君） 短期被保険者証の発行状況についてのお尋ねでございますが、短期被保険者証は、制度の健全な維持と被保険者間の公平性を確保するため、保険料未納者に対しまして、接触の機会を増やし収納に結びつけることを目的に保険料の半分以上が滞納となっており、かつ納付相談に一向に応じようとしない方や、取り決めた納付誓約書を履行しない方に限りまして、11月1日現在で534人に発行いたしております。なお、この短期被保険者証の発行に当たりましては、一律機械的に行うのではなく、高齢者福祉の観点から、被保険者それぞれの事情を十分に考慮した上で発行いたしているところでございます。

議長（山本 清君） 奥田次長。

事務局次長（奥田善之君） 次期保険料はどうかというご質問でございますけれども、本年9月に国のほうから次期の保険料を試算するようというところで、仮の係数が示されまして、これに基づきまして、各広域連合におきまして試算を行ったところでございます。その結果につきましては、11月10日に国のほうに報告いたしております。この報告結果を一部紹介させていただきますと、まず新たな国庫補助等何ら措置を講じない場合、従来どおりの軽減等があつて、このまま続けばということなんですけれども、この場合、均等割額でございますと4万4,100円になるという結果が出ておりまして、現行の3万9,900円に比べますと、約10.5%の上昇になるという結果が出ております。

それから、広域連合におきます剰余金をできる限り見込みなさいと、その上で試算しなさいということもございました。剰余金につきまして、今回基金のほうに積み立てております6億9,400万円につきましては、今年度において取り崩さずに運営ができると思っておりますので、この剰余金6億9,400万円を次期運営期間の原資に充てた場合でございますと、均等割額が4万3,000円となり現行に比べて7.8%の上昇ということになります。

また、広域連合の剰余金に加えまして、後期高齢者負担率が今10%ですけれども、これが10.26%に上昇することに伴う増加分、これが約2.6%ですが、この分を国が仮に補てんした場合、どれぐらいの保険料になるかという場合についても試算せよということもございました。この結果につきましては、均等割が4万2,100円、現行に比べて5.5%の上昇になるというような結果が出たところでございます。しかしながら、新聞報道にもございますように、新たに国では都道府県に積み立てております財政安定化基金を保険料抑制に活用できるように法改正をするというようなことも考えているということもございまして、試算のやり直しということもございます。つきましては、現在非常に流動的な要素もあるということをご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長（山本 清君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は一括して行います。通告がございまして、発言を許可します。

6番、高橋君。

6番（高橋重明君） 認第1号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、一括して反対の討論を行います。

75歳という年齢区分だけで別組織の医療保険制度に強制加入させる後期高齢者医療制度は、平成20年4月開始以来、多くの国民から怒りの声が寄せられています。さきに実施されました総選挙結果は、この制度導入を強行した自民公明政権を退陣させ、民主党を中心とする鳩山内閣を誕生させたのも、後期高齢者医療制度の廃止を願う国民世論と運動の結果と言えます。

さて、平成20年度奈良県後期高齢者医療広域連合の一般会計、特別会計の決算額は、いずれも黒字であります。保険料の収納率は当初予測数値98%を超え、98.42%でした。が、これらの多くは、年金からの強制天引きがもたらした結果であり、奈良県後期高齢者医療審査会への審査請求78件のうち、保険料の賦課処分に対するものが67件もあり、制度を理解して自主的に納付したものではありません。当時の与党プロジェクトチームは数回にわたり検討会を開き、保険料の軽減の継続や経過措置の延長、口座振替による納付方法の変更などの小手先の見直しに終始しました。

後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきです。鳩山首相も75歳で区別するのは信じられない制度だと認めていながら、新しい制度をつくるまで先送りしようとしています。このまま先送りすれば、新しく75歳を迎える人も増え、それだけ被害が広がります。しかも、2年ごとに上がるため、来年4月からの値上げは必至です。高齢者は長い間、家族や社会のために苦勞を重ねてきた人たちです。1983年までは、老人医療費は無料でした。高齢社会に突入した今日、医療費の増大は避けられません。日本国憲法第25条は国の責任を明確にしています。このままでは、国民皆保険制度の崩壊につながります。当広域連合が国に対して、後期高齢者医療制度の即時廃止と、高齢者が安心できる医療制度の実現を要望されるよう申し入れまして私の討論を終わります。

議長（山本 清君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって討論は終わります。

これより採決を行います。採決は分割して行います。

まず認第1号について、挙手により採決をいたします。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（山本 清君） 挙手多数であります。

よって、認第1号は原案どおり認定することに決定いたしました。

次に、認第2号について、挙手により採決を行います。本案を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（山本 清君） 挙手多数であります。

よって、認第2号は原案どおり認定することに決定いたしました。

日程第8、議第8号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 議第8号、平成21年度奈良県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

第1といたしまして、平成20年度の特別会計において、保険給付費に対して国、県、市町村より療養給付費負担金が概算により交付されており、また保健事業費に対しても国から保健事業費補助金が概算により交付されていましたが、これらの負担金及び補助金が確定したことにより、過大に交付されていたものについては返還をし、過小に交付されていたものについては収入をする必要が生じたため、補正措置をするものでございます。なお、以上の返還についての財源は、繰越金を充当いたします。

第2といたしまして、平成20年度において発生した保険料還付金について、広域連合で預かっている還付未済金及び過年度所得更正等による新規還付金に係る返還金の不足額

を補正するものでございます。なお、保険料還付金についての財源は、繰越金と雑入を充当いたします。

第3といたしまして、被保険者の健康づくりを促進するために実施する長寿・健康増進事業のための経費を措置するものでございます。なお、この経費に係る財源は、全額国からの特別調整交付金を充当するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって討論は終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本 清君） ご異議なしと認めます。

よって、議第8号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、日程第9、同第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

広域連合長（上田 清君） 同第4号、奈良県後期高齢者医療広域連合公平委員会の委員の選任につき、同意を求めることについてご説明を申し上げます。

提案をいたしております同第4号は、平成21年8月20日付の竹村公平委員会委員の任期満了に伴い、広域連合公平委員会の委員の選任について議会のご同意を求めるものでございます。

竹村佳也氏は、当広域連合の公平委員会委員として2年の任期を務めていただき、また現在も田原本町公平委員会委員長としてご活躍中でもあり、豊富な識見を有し人格もまた高潔であり、公平委員として適任者であると存じます。よろしくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 清君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本 清君） ないようでございますので、これをもって討論を終わります。

これより、採決をいたします。

本案は原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山本 清君) ご異議なしと認めます。

よって同第4号は原案に同意することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出をされました議案は、すべて議了いたしました。

よって、本定例会はこれで閉じることいたします。

議員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。

理事者におかれましては、各議員から出されました意見等を十分に尊重し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努力されるよう期待をするものでございます。

閉会に当たりまして、連合長よりごあいさつがでございます。

広域連合長。

広域連合長(上田 清君) 定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、本日の議会にご提案申し上げました案件につきまして、慎重にご審議をいただき、原案どおりご議決並びにご同意を賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして賜りましたご意見につきましては、真摯に受けとめまして、この後期高齢者医療広域連合がさらなる課題にしっかりと対応できますように、各市町村との連携を密にとりながら取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様方におかれましても、今後ともなお一層のお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議長(山本 清君) これをもちまして、平成21年第2回奈良県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午後3時12分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議長

山 本 清

奈良県後期高齢者医療広域連合議会副議長

中 川 義 弘

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

前 田 禎 郎

奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員

島 田 悠紀夫